

環 境 部

令和4年(2022年)8月25日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 函館市公害防止条例の一部を改正する条例の骨子 -----	1
2 専決処分の報告について(損害賠償の額について) -----	2

1 函館市公害防止条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

大気汚染防止法施行令の一部改正に伴い規則に委任されているばい煙発生施設の規模に関する要件を改めるに当たり、大気汚染防止法の規定に準じ、規則の制定改廃に伴う経過措置に関する規定を整備するため。

(2) 改正内容

現 行	改 正 案
<p>第25条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第25条 (略)</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>第25条の2 この条例の規定に基づき規則を制定し、または改廃する場合においては、その規則で、その制定または改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第26条 (略)</p>

(3) 施行日

令和4年10月1日

2 専決処分の報告について（損害賠償の額について）

(1) 専決処分の内容

令和4年5月24日函館市乃木町6番先路上で発生した公用車物損事故による損害賠償の額を令和4年7月28日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

(2) 損害賠償の額

573,900円

(3) 損害賠償の相手方および損害賠償額

ア 函館市に在住する40歳代の女性

23,900円

イ 函館市内に住所を有する会社

550,000円

(4) 専決処分の報告

地方自治法第180条第2項の規定により、令和4年第3回市議会定例会に専決処分をした旨の報告をする。